

横浜市立若葉台小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定(令和6年3月26日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）。

いじめ防止等に向けての基本理念

本校学区には多くの公園があり、近隣には市民の森や畑もある緑豊かな地域である。また、学校や病院、商店街、スーパーなど生活に必要な施設が揃っているため、学区内に生活しやすい環境が整っている。若葉台地区は人々が生活しやすいまちを目指してつくられた地域のため、歴史は浅いが住民の「まち」への愛情は深い。10自治会の団結力は強く、学校教育活動にも大変協力的である。「まちづくりは学校づくり 学校づくりはまちづくり」という言葉をもとに地域と学校が協力して「まち」や「学校」をつくっていきこうという思いを強くもっている。学校だけでなく地域にも「子どもたちに安全に楽しく登校してもらいたい」という思いがあり、「いじめや暴力を絶対に許さない」という思いは非常に強い。そのため、「いじめを見逃さない」、「いじめ・暴力は、決してしてはいけないこと」という意識を啓発しながら、学校・家庭・地域が連携して、子どもを育てていくことが大切であると考えます。

そこで、様々な取組を通して、自分に自信をもち、他との違いを認められる豊かな心を育てることにより、いじめ防止をしていきたい。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

「いじめ防止対策委員会」は、学校経営の基盤となる職員会議を活用することにする。全職員が参加する職員会議で情報共有を行うことで、全職員で全学年の子どもを見ていくことを主体としていく。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

②委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・構成員は学校長、副校長、児童支援専任、学年主任、担任をスタートとし、必要に応じて特別支援チーム(TSC)が入り、対応について考えていく。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、いじめ防止対策委員会に報告し、いじめの事案に対して対策委員会が中心になって組織的に取り組み、定期的な対応を行う。いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、情報の収集・発信、記録・対応に関する役割分担をすすめる。また、教職員の「いじめ防止のための研修計画」を立案する。重大事態が起こったときは、中心になって調査解決にあたる。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

児童の誰もが安全で、安心して学んだり過ごしたりできる場として、人権教育全体計画及び指導計画、道徳教育全体計画、特別活動全体計画、「豊かな心の育成」推進プラン等をもとに、教育活動を進める。また、学びの基礎・基本の定着を図りながら、児童自らが問題解決をできる力を身に着けるとともに、他との違いを認め、自尊意識を高められるような授業づくりに努める。

②いじめの早期発見

日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の見守り体制を構築する。また、担任だけでなく、専科教諭、養護教諭、児童支援専任など、子どもたちが自分の悩みを誰にでも相談できる雰囲気づくりを進めていく。さらに、児童の生活(YP アセスメント)やいじめに関するアンケートや教育相談を定期的に行う。

③いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、速やかに全職員に情報共有を行い、いじめ防止対策委員会で対応方針の決定を行って組織的な対応を行う。対応にあたっては、対応方針に基づいて、保護者との連携を図りながら関係児童への指導や支援をきめ細かに行うほか、必要に応じて警察等の外部機関との連携を図ることとする。

④いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があることである。なお、解消していると把握した後も、注意深く観察を行う。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等への研修

いじめ防止対策委員会の年間計画をもとに、児童理解研修やいじめ防止研修、人権教育研修を企画し実施する。

⑥学校運営協議会等の活用

地区懇談会、健全育成委員会、学校運営協議会等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

⑦取組の年間計画

月	取組内容
4	組織の役割の確認 新年度の児童の実態把握・情報収集 幼保小の連携 年間計画と重点指導内容等の確認 児童理解研修 (いじめの定義、未然防止の観点) 入学式 学年集会 学年懇談会 →「学校いじめ防止基本方針」の説明 家庭確認 スマホ・ケータイ安全教室

5	児童理解(個に応じた対応、保健室報告) 学校の状況・児童の実態の共通理解 「いじめ早期発見のための生活アンケート」 実施(記名式アンケート・教育相談)	防犯教室 スマホ・ケータイ安全教室(保護者向け)
6	YP アセスメント実施① 支援検討会 ネットマナー教室の開催	生活アンケートの実施
7	学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解 (個に応じた対応、保健室報告) 夏期児童理解研修 夏期特別支援研修 SOS プログラムの実施・自殺予防研修	保護者個人面談前に児童と担任による面談 保護者面談 防犯教室 横浜子ども会議(中学校ブロック)
8・9	夏期休業明けの学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告)	防犯教室 横浜子ども会議(区) スマホ・ケータイ安全教室(保護者向け)
10	学校状況・児童の実態の共通理解、児童理解 (個に応じた対応、保健室報告)	懇談会
11	YP アセスメント実施② 支援検討会 学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解 (個に応じた対応、保健室報告)	
12	いじめ解決一斉キャンペーン実施 (無記名式アンケート・教育相談)	いじめアンケート実施 生活アンケート実施 保護者個人面談前に児童と担任による面談 保護者面談 人権週間
1	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解 (生活アンケート、いじめアンケート等を基にして、 個に応じた対応、保健室報告)	
2	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解 (個に応じた対応、保健室報告)	懇談会
3	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解 (個に応じた対応、保健室報告) 次年度にむけてのまとめと引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会(月1回、随時) 横浜プログラムの実施 カウンセラーによる相談	

4 重大事態への対処

いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(いじめ防止対策推進法第28条第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余技なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。